

予算項目	配水費－委託料
委託番号	委託 第43号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年5月1日	履行期間	から
委 託 名	送配水ポンプ場計装設備保守点検業務委託				令和7年9月26日
委託場所	大平台一丁目地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		送配水ポンプ場施設 12箇所 計装機器 41台	
	業 務 価 格				
	消費税等相当額				
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名) 氏名	
				主務者(監督員) (職名) 氏名	

○点検対象施設

今年度点検箇所および台数： 1 2 箇所 4 1 台

	施 設 名 称	所 在 地	点検機器数
1	大平台配水塔	大平台一丁目10-4（配水塔）	3
2	キャンパスタウン自由が丘ポンプ場	下新城野字街道端西361	5
3	手形山団地ポンプ場、配水池	手形字大沢333（ポンプ場）／手形字大沢346-8（配水池）	1
4	桜ひがしポンプ場、配水塔	桜ガ丘二丁目1（ポンプ場）／桜ガ丘五丁目4-13（配水塔）	4
5	南ヶ丘ポンプ場、配水塔	南ヶ丘二丁目1-2（ポンプ場）／南ヶ丘三丁目地内（配水塔）	5
6	太平地主ポンプ場	太平山谷字地主192-3	2
7	下浜ポンプ場、配水池	下浜羽川字横長根31-67（ポンプ場）／下浜羽川字五郎池124-6（配水池）	1
8	新川送水ポンプ場、鵜養配水池、計量室	河辺岩見字新川32-3（ポンプ場）／河辺岩見字善知鳥坂139-1（配水池、計量室）	6
9	椿川送水ポンプ場	雄和椿川字長者屋敷1（ポンプ場）	4
10	椿川配水ポンプ場、椿川配水場	雄和椿川字前椿岱462-1（ポンプ場、配水場）	5
11	女米木送水ポンプ場、配水池	雄和女米木字高麓沢38-3（ポンプ場）／雄和女米木字高麓沢166-7（配水池）	1
12	萱ヶ沢ポンプ場、配水池	雄和萱ヶ沢字トンテン312（ポンプ場）／雄和萱ヶ沢字舟引沢74-1（配水池）	4

本 委 託 内 訳 書

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費										
	直接業務費									
		材 料 費	式	1.0						①
		点検労務費	式	1.0						②
		【直接業務費計】								③=①+②
	間接業務費									
		現場管理費	式	1.0						④
		【間接業務費計】								⑤=④
	業務原価									⑥=③+⑤
	一般管理費		式	1.0						⑦
	業務価格									⑧=⑥+⑦
	消費税相当額	10%	式	1.0						
	業務委託費									⑩=⑧+⑨

明細書

(第 1 号)

材料費

[illegible]

明細書

(第 2 号)

点検労務費

[illegible]

送配水ポンプ場計装設備保守点検業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

秋田市上下水道局

第 1 章 総 則

第 1 条（適 用）

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）の送配水ポンプ場計装設備保守点検業務委託に適用する。

本仕様書に記載のない事項は、秋田市上下水道局配水管工事標準仕様書（最新版）で定めるものとし、その他は委託者と打合せにより決定する。

第 2 条（目 的）

本保守点検業務委託（以下「業務」という。）は、水道維持課で所管する送配水ポンプ場の計装設備の性能維持を図るために保守点検調整を行い、あわせて劣化および摩耗等について技術的評価を行うことを目的とする。

第 3 条（法令等の遵守）

- 1 受託者は、業務に当たり関係する法令、条例および規則等（以下「関係法令」という。）を遵守する。
- 2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有する者に行わせるものとする。

第 4 条（基本事項）

- 1 この業務は、契約書、特記仕様書に基づいて行わなければならない。
- 2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施するものとする。
- 3 受託者は委託者の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

第 5 条（用語の定義）

特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「保守」とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去および部品調整等の軽微な作業をいう。
- 2 「点検」とは、機器の機能および劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。
- 3 「調整」とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
- 4 「技術的評価」とは、機器の劣化や摩耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な処置や機器の寿命等を判断することをいう。

第 6 条（監督員）

監督員は、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の遂行に立会い、受託者に指示等を行うことができる。

第 7 条（提出書類）

受託者は、指定する期日までに次の書類を委託者に提出する。

ただし、業務内容により委託者が別途、他の書類の提出を求める場合もある。

業務計画書の様式は、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局・最新版による）」の施工計画書作成要領に準じるものとする。

提 出 書 類 一 覧 表

提出書類	提出期日	部 数
業務計画書 (選任届・緊急連絡体制含む)	契約締結後 5 日以内に	1
週間工程表・業務日誌	週 1 回月曜日提出	1
業務報告書・業務写真	工期期限内に	1
業務完了・一部完了届	工期期限内に	1

第8条（安全管理）

- 1 受託者は、業務に当たり関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- 2 受託者は、業務に当たり酸素欠乏危険箇所および薬液等の漏えいが予想される箇所、高所、地下および道路上その他ならびに特に危険が予想される箇所では事故防止に努めること。
- 3 受託者は、火気を使用する場合は十分な防火措置を講じること。

第9条（衛生管理）

- 1 受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- 2 受託者は、作業従事者について水道法第21条に定める健康診断（腸内細菌検査、腸管出血性大腸菌検査）を実施し、その検査結果報告書の写しを提出すること。

第10条（作業時間）

業務の作業時間は、委託者の指示に従うこと。

ただし、時間外作業を行う場合は事前に委託者の承認を得るものとする。

第11条（保守点検用工具）

保守点検用工具および作業用消耗品は、原則として受託者が持参したものを使用する。

なお、測定計器については校正確認済みのものを使用すること。

第12条（保守点検作業用電力および保守点検作業用水）

保守点検作業用電力および保守点検作業用水は、原則として委託者より支給する。

第13条（提出書類および諸手続）

受託者は、委託者と協議の上、保守点検業務作業に必要な関係諸官公署お

よび他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行之、その経過について速やかに委託者に報告しなければならない。

第14条（工程等の打合せ）

受託者は、委託者と工程等について事前に打合せをする。

第2章 保守点検業務

第15条（保守点検対象設備）

本業務の点検対象設備は、別紙－1の表による。

第16条（委託業務の内容）

本業務の内容は、別紙－2について実施するものとする。

第17条（定期交換部品）

本点検にあわせて、以下の機器の部品を定期交換する。

(1) キャンパスタウン自由が丘ポンプ場

残留塩素濃度計（日立ハイテクソリューションズ製 AN465A）

ア 回転電極 … 1個

イ ブラシ … 1個

ウ スリップリング … 1個

(2) 椿川配水ポンプ場

残留塩素濃度計（日立ハイテクソリューションズ製 AN465A）

ア ポリエチレンチューブ … 1個

イ 同上用スリーブ … 1個

(3) 新川送水ポンプ場

残留塩素濃度計（日立ハイテクソリューションズ製 AN465A）

ア ポリエチレンチューブ … 1個

イ 同上用スリーブ … 1個

(4) 太平地主ポンプ場

残留塩素濃度計（日立ハイテクソリューションズ製 AN465A）

ア ポリエチレンチューブ … 1個

イ 同上用スリーブ … 1個

第18条（機器の補修）

受託者は保守点検作業による不良部品の交換（定期交換部品を除く）、又は特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を委託者に速やかに報告する。

第19条（消耗材料）

業務に必要な消耗材料等は受託者の負担とする。

第20条（発生品の処分）

業務等で発生した部品材料等は、受託者の責任により処分しなければならない。

第21条（事故および機器の不具合）

業務時および終了後、受託者の責任に帰する事故および機器の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置し、委託者の確認を得る。

ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度委託者と受託者との協議の上、決定する。

以 上

令和7年度 送配水ポンプ場計装設備保守点検対象設備

(R7.4現在)

点検箇所	方 式	個 数	製造社名、形式
1 大平台配水塔			
・ 高架水槽水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-3-4-1M1/USB1
2 キャンパスタウン自由が丘ポンプ場			
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
・ 配水池流入流量計（検出器、変換器）	差 圧 式	1	日本フローセル DNY-S0D-0
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 残留塩素計	無試薬電極式	1	日立 AN465A
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	日立 VKP5200-8C
3 手形山団地ポンプ場、配水池			
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投込式	1	山武（現アズビル）JTL320
4 桜ひがしポンプ場、配水塔			
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	横河電機 AXG150、AXG1A
・ 送水流量計（検出器、変換器）	差 圧 式	1	日本フローセル DNG-SSD0
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	エム・システム 71VR1
5 南ヶ丘ポンプ場、配水塔			
・ 受水槽水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR300、200DLA
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
・ 送水流量計（検出器、変換器）	差 圧 式	1	日本フローセル DNG-CSD-0
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-3-4-1/M1/USB1
6 太平地主ポンプ場			
・ 残留塩素濃度計	無試薬電極式	1	日立 AN465A
・ 記録計	ペーパーレス式	1	エム・システム 71VR1
7 下浜ポンプ場、配水池			
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
8 新川送水ポンプ場、鵜養配水池、鵜養計量室			
・ 受水槽水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR300、200DLA
・ 鵜養配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DL
・ 配水池送水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 残留塩素計	無試薬電極式	1	日立 AN465A
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-1-4-1

9 椿川送水ポンプ場			
・ 受水槽水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR300、200DLA
・ 流入流量計（検出器、変換器）	差 圧 式	1	日本フローセル DNY-SC0D
・ 送水流量計（検出器、変換器）	差 圧 式	1	日本フローセル DNY-SC0D
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-3-4-1/M1/USB1
10 椿川配水ポンプ場、椿川配水場			
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DL
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 増圧流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR404W、EFM204AW
・ 残留塩素計	無試薬電極式	1	日立 AN465A
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-3-4-1
11 女米木送水ポンプ場、配水池			
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	日立 ELR200R、200DLA
12 萱ヶ沢ポンプ場、配水池			
・ 送水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	日立 FMR204AW、EFM204AW
・ 配水池水位計（検出器、変換器）	投 込 式	1	ノーケン PLD120-11
・ 配水流量計（検出器、変換器）	電 磁 式	1	富士電機 FMB、FMC
・ 記 録 計	ペーパーレス式	1	横河電機 DX1006-3-4-1
	計	41	

※以下の機器は点検対象外とする。

- ・ 女米木送水ポンプ場:配水流量計、記録計……R7年度更新予定のため

保守点検内容および点検回数

1 計装設備点検 1回／年

(1) 電磁流量計

- ア 外観目視点検
- イ 電圧・絶縁抵抗測定
- ウ 入出力特性試験および調整

(2) 差圧流量計

- ア 外観目視点検
- イ 入出力特性試験および調整

(3) 投込式水位計

- ア 外観目視点検
- イ 入出力特性試験および調整

(4) 静電容量式液位計

- ア 外観目視点検
- イ 入出力特性試験および調整

(5) 残留塩素計

- ア 外観目視点検・清掃
- イ 指定箇所の消耗部品交換
- ウ 電圧測定
- エ 入出力特性試験および調整（校正作業含む）

(6) 記録計

- ア 外観目視点検・清掃
- イ 電圧測定
- ウ 入出力特性試験および調整

(7) 各種変換器・指示計等

- ア 外観目視点検・清掃
- イ 電圧測定
- ウ 入出力特性試験および調整

秋田市水道施設位置図

点検対象施設



- 凡例
- 浄水場
 - ポンプ場
 - 配水池・配水池
 - 休止施設
 - 廃止施設
 - 減圧弁
 - ※斜体は浄水課管理施設

凡例	